

介護保険料の納付について

介護保険料の納め方

	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40歳～64歳)
徴収方法	特別徴収もしくは普通徴収	医療保険料と一緒に徴収
納付月	特別徴収：年金支給月 (年6回) 普通徴収：毎月(年12回)	加入している保険組合による

★特別徴収

- ・老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の人を対象
(65歳になったばかりの人や、他市町村から転入されたばかりの人等、一時的に普通徴収で納めていただく場合があります)
- ・年金から天引き

★普通徴収

- ・老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の人を対象
- ・納付書や口座振替にて納付

※普通徴収から特別徴収への切り替えは自動的に行われるので手続きは不要です

保険料を1年以上滞納すると…

一旦**サービス費の全額**を利用者に負担していただきます。その後、申請によって保険給付分が支払われますが、滞納期間によっては**滞納保険料に充当**されたり、**負担割合が引き上げ**られたり、**高額介護サービス費※等**が受けられなくなったりします。

1年以上

申請により、あとで保険給付分をお支払い

1年6か月以上

申請後も保険給付が差し止めとなり、滞納保険料に充当

2年以上

負担割合の引き上げ（1・2割の人は3割、3割の人は4割）
高額介護サービス費※等が受けられなくなる

※1か月の利用者負担の合計額（同一世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限を超えた場合、申請して承認されると支給される給付金

**介護保険料は、
介護が必要な人の介護サービス費用等を
賄うための費用です。**

**誰もが安心してサービスを利用できるよう、
保険料の納付に
ご理解とご協力をお願いします。**

よろしくお願いします

